

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日に現在のA会社に雇用され、B所在のC支店（以下「事業場」という。）において勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、業務で使用するDで事業場内の駐輪場を走行していたところ、バランスを崩し転倒し負傷した。請求人は同日、E病院に受診したところ「右遠位脛腓関節離開、三角靭帯損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、治療を継続していたが、平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害の程度について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級と認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の主治医であるE病院F医師の診断書によれば、要旨、請求人の傷病は本件傷病であり、その治療として、遠位脛腓関節固定手術、同部再固定手術及び遠位脛腓靭帯縫合手術が順次行われ、その後リハビリテーションが実施され、さらに、疼痛緩和のために関節内注射等の治療が行われたものの、足関節の疼痛・しびれ及び機能障害が残存しているとされている。

(2) また、労働局地方労災医員G医師は、平成〇年〇月〇日付け作成の「障害の程度」において、要旨、次のとおり述べている。

ア 自訴及び他覚的所見

- ・拇趾（第一趾）：しびれ、つっぱり感
- ・右足関節の可動域制限：4分の3以下

イ 意見

- ・右足関節の機能障害
- ・右足部に局所の神経症状を残す。

(3) 上記(1)及び(2)の医学的所見を踏まえて請求人に残存する障害を判断すると、右足関節の機能障害として障害等級第12級の7「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」、右足関節の神経症状として障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当する障害が残存しているが、これらは1の身体障害に通常派生する関係にあることから、請求人に残存する障害は、上位等級である障害等級第12級の7に該当する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。